

浅川清流環境組合可燃ごみ処理施設の余剰電力売却について、一般競争入札を実施するため、浅川清流環境組合契約事務規則（平成27年規則第11号）第4条の規定に基づき公告する。

令和7年11月19日

浅川清流環境組合 管理者 古賀 壮志

記

1 入札に付する事項

(1) 入札件名

浅川清流環境組合可燃ごみ処理施設余剰電力売却（非バイオマス電力分）

(2) 内容

浅川清流環境組合可燃ごみ処理施設（以下、組合施設）に設置する発電設備から発生する電力のうち、組合施設の消費分を除いた余剰電力（非バイオマス電力分）を売却するもの。

(3) 予定年間売却電力量

浅川清流環境組合可燃ごみ処理施設余剰電力売却に係る仕様書（以下、仕様書）の通り。

(4) 履行及び契約期間

仕様書の通り

(5) 履行場所

仕様書の通り

2 入札参加資格

入札参加者は次の全ての要件を満たしていること

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 東京電子自治体共同運営電子調達サービスにおける物品買入れ等競争入札参加資格において、申請先自治体「日野市」へ登録されていること。

(3) 東京電子自治体共同運営電子調達サービスにおいて、営業種目「ライフライン」へ登録されていること。

(4) 入札公告の日から開札日までの間のいずれの日においても、営業停止処分又は東京都内において指名停止の措置若しくは競争入札参加資格の取消しを受けていないこと。

(5) 入札参加の申請をする日までに、電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第3号に規定する小売電気事業者としての登録を受けている者。

(6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法にあっては更生手続開始の決定又は民事再生法にあっては再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でな

いこと等、経営状態が著しく不健全である者でないこと。

(7) 浅川清流環境組合契約における暴力団等排除措置要綱（平成 27 年要綱第 2 号）に基づく入札参加除外措置を受けていないこと。

(8) 入札参加の申請をする日の直前 2 年以内に本組合、国又は他の地方公共団体との間で、種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上締結し、かつ、これらを全て誠実に履行した者であること。

(9) 仕様書等の内容を熟知し、業務内容を十分に理解した上で入札に参加できる者。

(10) 売却開始日から受電（買取り）することが可能な者。

3 発注者及び契約事務担当部局

(1) 発注者

浅川清流環境組合

(2) 契約担当部局

浅川清流環境組合 総務課

住 所 〒191-0021 東京都日野市石田 1-210-2

浅川清流環境組合可燃ごみ処理施設 5 階組合事務室

電 話 042-589-0555

F A X 042-589-0545

E-mail kawasemi@asakawaseiryu.jp

ホームページ <https://cms.upcs.jp/asakawa/>

4 契約締結までのスケジュール

契約締結に至るまでのスケジュールは下記の通りである。なお、予定であり変更することがある。

- | | |
|-----------------------|---------------------|
| (1) 入札公告 | 令和 7 年 11 月 19 日（水） |
| (2) 入札参加資格審査申請書類の提出期限 | 令和 7 年 12 月 9 日（火） |
| (3) 入札参加資格審査結果の通知期限 | 令和 7 年 12 月 16 日（火） |
| (4) 仕様書等に対する質問書の提出期限 | 令和 7 年 12 月 16 日（火） |
| (5) 仕様書等に対する質問書の回答期限 | 令和 7 年 12 月 23 日（火） |
| (6) 入札書の提出期限 | 令和 8 年 1 月 13 日（火） |
| (7) 開札及び落札者の決定 | 令和 8 年 1 月 14 日（水） |
| (8) 契約の締結 | 令和 8 年 3 月頃 |

5 仕様書等の交付

仕様書等の関係書類は、3 の担当部局ホームページからダウンロードすること。なお、同ホームページから本契約に係る要綱及び要領を閲覧することができる。

6 入札参加資格の審査申請

この入札に参加を希望する者は、2 に掲げる入札参加資格を有することの審査を受けるため、以下の「(1) 提出書類一覧」に掲げる書類（以下、申請書類）を提出すること。なお、(2) の提出期限内に必要な書類

を提出しない者又は入札参加資格がないと認められた者は本件入札に参加することができない。

(1) 提出書類一覧

- ① 入札参加資格審査申請書（様式第1号）
- ② 入札参加資格確認資料（様式第2号）
- ③ 業務履行実績調書（様式第3号）
- ④ 上記③の履行実績を確認できる契約書等の写し又は発注者による証明書
- ⑤ 小売電気事業者として登録されている者であることを証する書類の写し
- ⑥ 財務諸表の写し（直近2事業年度における貸借対照表及び損益計算書）

(2) 申請書類の提出方法、提出期限及び提出先は、次の通りとする。

- ① 提出方法：一般書留、簡易書留郵便またはレターパックプラス等による郵送
※信書が送付可能かつ受取方法が対面式であり、その受信の記録が追跡番号等で確認可能な方法に限る。
※上記以外での提出方法（持参等）については一切受け付けない。
- ② 提出期限：令和7年12月9日（火）午後5時00分必着
- ③ 提出先：3と同じ

(3) 上記(2)の郵送は、次に掲げる事項に適合していなければならない。

- ① 申請書類が封筒に封緘されていること。
- ② 申請書類が封緘された封筒の表面に「申請書類在中」の文字及び1(1)の件名が明記されていること。また、封筒の表面又は裏面に、商号又は名称、及び所在地が明記されていること（別図①）。

(4) 審査結果の通知は以下の通りとする。

申請書類の提出を行った者（以下、申請者）には、令和7年12月16日（火）までに次に掲げる事項を記載した競争入札参加資格確認通知書（様式第4号）を入札参加資格審査申請書に記載されたFAX番号へFAXで発送する。なお、電話等による結果の問い合わせには一切応じない。

- ① 入札参加資格を有すると認めた者にあつては、入札参加資格がある旨
- ② 入札参加資格を有しないと認めた者にあつては、入札参加資格がない旨及びその理由並びに所定の期限までに理由について説明を求めることができる旨

(5) その他

- ① 申請書類の作成及び提出に係る費用は、全て申請者の負担とする。
- ② 管理者は、提出された申請書類を、入札参加資格の審査以外に申請者に無断で使用しない。
- ③ 申請書類提出期限を過ぎて到着したものは無効とする。なお、郵便事情により、通常の配達期間では届かない場合等も考えられるため、余裕をもって郵送を行うこと。
- ④ 郵便事故等、組合の責任ではない理由により申請書類が提出期限までに到達しなかったことによる申請の無効について、組合は一切責任を負わないものとし、異議を申し立てることはできない。
- ⑤ 提出された申請書類は返却しない。

7 入札参加資格を有しないと認めた者に対する理由の説明

- (1) 入札参加資格を有しないと認められた者は、その理由について次の通り書面（任意様式）により管理者に説明を求めることができる。

- ① 提出方法 : 一般書留、簡易書留郵便またはレターパックプラス等による郵送
※信書が送付可能かつ受取方法が対面式であり、その受信の記録が追跡番号等で
確認可能な方法に限る。
※上記以外での提出方法（持参等）については一切受け付けない。
- ② 提出期限 : 令和7年12月23日（火）午後5時00分必着
- ③ 提出先 : 3と同じ
- (2) 管理者は、(1)の説明を求められたときは、令和8年1月8日（木）までに説明を求めた者に対し
理由説明書をFAXにより通知する。

8 仕様書等に対する質問及び回答

- (1) 入札説明会を行わない。仕様書等の内容に関する質問がある場合は、書面にて提出すること。
- ① 提出書類 : 質問書（様式第5号）
- ② 提出期限 : 令和7年12月16日（火）午後5時00分必着
- ③ 提出先 : 3と同じ
- ④ 提出方法 : 質問の内容を簡潔にまとめて記載し、3の担当部局メールアドレスに電子メール
により提出した後、電話により受信を確認すること。これ以外（郵便、電話、FAX、
口頭等）による質問は受け付けない。
- (2) 上記(1)の仕様書等に対する質問の回答を、令和7年12月23日（火）までに3の担当部局ホーム
ページにおいて公表する。なお、電話及び口頭での回答など個別には対応しないととも、適切でない
と判断された質問については、回答しない旨を回答書に記載することがある。また、質問の内容によっ
ては回答日前に回答する場合もある。

9 入札方法等

- (1) 本組合から6(4)①の入札参加資格がある旨の通知を受けた者は、本入札への参加をすることがで
きる。
- (2) 上記(1)の参加をしようとする者（以下、入札参加者）は、以下に定める入札書及び入札金額内訳
書（以下、入札書類）の提出をしなければならない。
- ①入札書（様式第6号）
売却電力量区分別の予定売却電力量に対し、電力量料金単価（契約希望単価、1kWhあたり〇〇円
〇〇銭）を乗じて算定した総額を記載する。なお、金額については消費税及び地方消費税相当額を含
まないものとし、かつ一切の諸経費を含むものとする。
- ②入札金額内訳書（様式第7号）
売却電力量区分別の電力量料金単価（契約希望単価、1kWhあたり〇〇円〇〇銭）、電力量料金を
記載する。なお、金額については消費税及び地方消費税相当額を含まないものとし、かつ一切の諸経
費を含むものとする。
- (3) 入札書類の提出方法、提出期限及び提出先は、次の通りとする。
- ① 提出方法 : 一般書留、簡易書留郵便またはレターパックプラス等による郵送
※信書が送付可能かつ受取方法が対面式であり、その受信の記録が追跡番号等で

確認可能な方法に限る。

※上記以外での提出方法（持参等）については一切受け付けない。

② 提出期限：令和8年1月13日（火）午後5時00分必着

③ 提出先：3と同じ

（4）上記（3）の郵送は、次に掲げる事項に適合していなければならない。

① 郵便入札用封筒は二重封筒とし、入札書類を封筒に入れ（内封筒）、封緘したうえで、郵送用封筒（外封筒）に入れて封緘されていること。

② 内封筒の表に件名、「入札書類在中」の文字及び商号又は名称が明記されていること（別図②）。

③ 外封筒の表に「入札書類在中」の文字及び1（1）の件名が明記されていること。また、外封筒の表面又は裏面に、商号又は名称及び所在地が明記されていること（別図②）。

（5）入札書類提出期限を過ぎて到着したものは、無効となる。なお、郵便事情により、通常の配達期間では届かない場合等も考えられるため、余裕をもって郵送を行うこと。

（6）入札書類の作成及び提出に係る費用は、全て入札参加者の負担とする。

（7）内訳書の未提出又は提出された内訳書が未記入である等不備がある場合は、当該入札者がした入札は無効とすることができる。

（8）一度提出された入札書類の引き換え、変更、取消は行えない。また、提出された入札書類は返却しない。

（9）郵便事故等、組合の責任ではない理由により入札書類が提出期限までに到達しなかったことによる入札の無効について、組合は一切責任を負わないものとし、異議を申し立てることはできない。

10 入札の執行、開札、落札者の決定

（1）本組合は、入札書類の開札を次の開札日時及び開札場所において即時に行う。

① 開札日時 令和8年1月14日（水）午前11時00分

② 開札場所 東京都日野市石田1-210-2

浅川清流環境組合可燃ごみ処理施設5階503会議室

（2）入札参加者は、開札の立ち会いをすることができる。この場合において、当該立ち合いをしようとする者は、開札日前日、午後5時00分までに電話等で本組合へ連絡しなければならない。なお、代理人が立ち会う場合は、委任状（様式第8号）を事前に郵送又は当日持参しなければならない。

（3）本組合は、（2）の立ち合いをしようとする者がいない場合には、本入札の事務に関係のない本組合職員に開札の立ち会いをさせるものとする。

（4）入札の回数は2回とする。なお、再度の入札については13の通りとする。

（5）落札者の決定について、有効な入札を行った者のうち、売却電力量区分別の予定売却電力量に対し、電力料金単価を乗じて算定した総額の入札価格が、予定価格以上の価格で、最高入札価格のものを落札者とし、契約は落札者が入札において提示した電力量料金の単価契約とする。落札者となるべき者が2者以上あるときは、浅川清流環境組合郵便入札実施要領（令和3年要領第1号）第10条の規定に定めるくじの方法により落札者を決定する。

11 入札の辞退

- (1) 本組合から入札参加資格を有する旨の通知を受けた者は、本入札への参加の辞退をすることができる。
- (2) 上記(1)の辞退をしようとする者は辞退届(任意様式)の提出をしなければならない。
- (3) 辞退届の提出方法、提出期限及び提出先は次の通りとする。
 - ① 提出方法 : 郵送(普通郵便可)又は持参
 - ② 提出期限 : 開札日の前日午後5時00分必着
 - ③ 提出先 : 3と同じ

12 入札の無効

公告において示した入札参加資格のない者のした入札、申請書類に虚偽の記載をした者の入札、浅川清流環境組合契約事務規則第10条及び浅川清流環境組合郵便入札実施要領第8条に該当する入札は無効とし、これらの入札を行った者を落札者としていた場合には、落札決定を取り消す。なお、管理者が入札参加資格のある旨を確認した者であっても、入札時点において2に掲げる資格のない者のした入札は無効とする。

13 再度の入札

- (1) 本入札では、10の開札において入札参加者全ての入札金額が予定価格に満たないときは、2回目の入札を執行する。この場合において本組合は、入札参加者全てに対し2回目の入札を執行する旨の通知を直ちにするものとする。
- (2) 2回目の入札は9、10、11、12の規定を準用する。この場合において、入札書類の提出期限の開札日時は次の通り読み替えるものとする。
 - ① 提出期限 令和8年1月27日(火)午後5時00分必着
 - ② 開札日時 令和8年1月28日(水)午前11時00分
- (3) 本組合は、再度の入札において、入札参加者が1回目の入札の最高価格以下の入札をしたときは、当該入札参加者が当該入札を辞退したものとみなす。
- (4) 再度の入札にもかかわらず、予定価格以上の入札がなく、落札者がいない場合、地方自治法施行令167条の2第1項第8号の規定により、有効な入札を行った者のうち、最高金額を記載した入札参加者と随意契約の交渉を行う場合がある。

14 入札の結果の通知及び公開

- (1) 落札者が決定した時は、直ちに落札結果を3に示す組合ホームページで公表するものとする。
- (2) 本組合は、開札後において入札参加者全ての入札金額を公開できるものとする。
- (3) 本組合は、落札者の入札金額の算定根拠となった各種単価を公開できるものとする。

15 入札手続き等

- (1) 入札保証金 免除
- (2) 契約書作成 要
- (3) 契約金額は、内訳書に記載された電力量料金単価とする。
- (4) 電力量料金の支払いに関する詳細は仕様書によるものとする。

16 入札の中止等

入札までの間にやむを得ない事由のため、当該契約の入札を延期又は中止することがある。なお、中止になった場合でも、申請書類又は入札書類の返却は行わず、作成及び提出に係る費用は、全て申請者又は入札参加者の負担とする。

17 異議の申し立て

入札を行った者は、入札後、浅川清流環境組合契約事務規則、仕様書等の関係書類についての不明を理由として異議を申し立てることができないものとする。

18 契約の締結、契約保証金

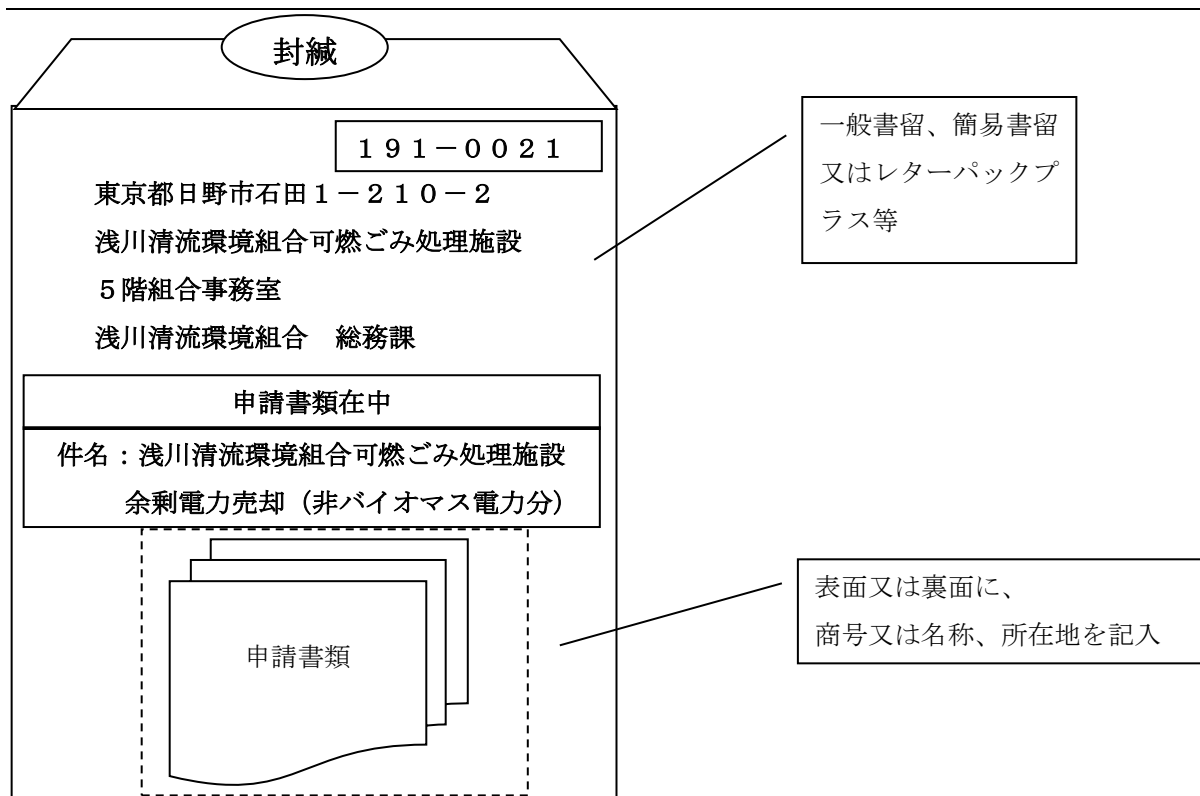
- (1) 落札者は、契約書（案）に基づいて直ちに本組合と協議を行い、契約書を速やかに作成しなければならない。
- (2) 落札者は、令和8年3月19日（木）までに本組合と契約を締結しなければならない。
- (3) 落札者は契約締結と同時に、次に掲げる保証のうちいずれか一の保証を付さなければならない。
なお、契約保証金に関する詳細については契約書（案）第17条によるものとする。

- ①銀行等の金融機関の保証
- ②履行保証保険による保証
- ③契約保証金の納付

19 その他

本組合は入札公告日時点において、適格請求書発行事業者の課税事業者である。

別図① 申請書類封入封筒



別図② 入札書類封入封筒

